

確認検査手数料表

令和7年4月1日施行

奈良県版

床面積の合計	確認手数料												軽微変更 (注3)			
	意匠・設備 基本手数料	加算手数料										電子申請の 消防同意に おける紙面 出力 (注2)				
		構造仕様規定 (注1)	構造計算 (注1)	構造計算 ルート2 (注1)	構造計算 ルート3、限界 耐力計算 整合性審査 (注1)	建築設備構 造計算 (注1)	省エネ仕様 基準	避難安全検 証法追加手 数料	耐火・防火区 画性能検証 法	限界耐力計 算法	天空率設計 法					
100㎡以内	17,000	11,000	14,000	74,000	15,000	10,000	20,000	46,000	46,000	46,000	5,000	1,000	5,000			
100㎡超～200㎡以内	23,000	14,000	18,000									106,000		20,000	24,000	77,000
200㎡超～300㎡以内	37,000	26,000	35,000	167,000	30,000		77,000				77,000					
300㎡超～500㎡以内	48,000	—	52,000									223,000		30,000	77,000	77,000
500㎡超～1,000㎡以内	59,000	—	69,000	409,000	30,000		107,000				107,000					
1,000㎡超～2,000㎡以内	84,000	—	97,000									223,000		30,000	107,000	107,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	164,000	—	164,000	409,000	30,000		107,000				107,000					
3,000㎡超～5,000㎡以内	244,000	—	216,000									409,000		30,000	107,000	107,000
5,000㎡超～7,000㎡以内	342,000	—	248,000	409,000	30,000		107,000				107,000					
7,000㎡超～10,000㎡以内	455,000	—	267,000									409,000		30,000	107,000	107,000
10,000㎡超～20,000㎡以内	607,000	—	286,000	409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000	38,000						
20,000㎡超～30,000㎡以内	764,000	—	312,000							409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000	51,000
30,000㎡超～50,000㎡以内	851,000	—	331,000	409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000							68,000
50,000㎡超～100,000㎡以内	1,167,000	—	410,000							409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000	68,000
100,000㎡超	1,477,000	—	493,000	409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000							68,000

大阪府・京都府・和歌山県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	確認手数料												軽微変更 (注3)			
	意匠・設備 基本手数料	加算手数料										電子申請の 消防同意に おける紙面 出力 (注2)				
		構造仕様規定 (注1)	構造計算 (注1)	構造計算 ルート2 (注1)	構造計算 ルート3、限界 耐力計算 整合性審査 (注1)	建築設備構 造計算 (注1)	省エネ仕様 基準	避難安全検 証法追加手 数料	耐火・防火区 画性能検証 法	限界耐力計 算法	天空率設計 法					
100㎡以内	22,000	11,000	14,000	74,000	15,000	10,000	20,000	46,000	46,000	46,000	5,000	1,000	5,000			
100㎡超～200㎡以内	28,000	14,000	18,000									106,000		20,000	24,000	77,000
200㎡超～300㎡以内	45,000	26,000	35,000	167,000	30,000		77,000				77,000					
300㎡超～500㎡以内	53,000	—	52,000									223,000		30,000	77,000	77,000
500㎡超～1,000㎡以内	60,000	—	69,000	223,000	30,000		77,000				77,000					
1,000㎡超～2,000㎡以内	90,000	—	97,000									223,000		30,000	77,000	77,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	164,000	—	164,000	409,000	30,000		107,000				107,000					
3,000㎡超～5,000㎡以内	244,000	—	216,000									409,000		30,000	107,000	107,000
5,000㎡超～7,000㎡以内	342,000	—	248,000	409,000	30,000		107,000				107,000					
7,000㎡超～10,000㎡以内	455,000	—	267,000									409,000		30,000	107,000	107,000
10,000㎡超～20,000㎡以内	607,000	—	286,000	409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000	38,000						
20,000㎡超～30,000㎡以内	764,000	—	312,000							409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000	51,000
30,000㎡超～50,000㎡以内	851,000	—	331,000	409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000							68,000
50,000㎡超～100,000㎡以内	1,167,000	—	410,000							409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000	68,000
100,000㎡超	1,477,000	—	493,000	409,000	30,000	107,000	107,000	107,000	45,000							68,000

奈良県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	中間検査手数料（注7）		完了検査手数料（注7）					
	法6条1項3号 又は型式認証	左記以外	法6条1項3号		型式認証（注9）		左記以外（注9）	
			(センターで)中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	(センターで)中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	(センターで)中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物
100㎡以内	18,000	32,000	16,000	17,000	21,000	22,000	29,000	31,000
100㎡超～200㎡以内	24,000	41,000	22,000	23,000	29,000	30,000	37,000	39,000
200㎡超～300㎡以内	38,000	57,000	—	—	52,000	53,000	64,000	66,000
300㎡超～500㎡以内			—	—				
500㎡超～1,000㎡以内	62,000		—	—	86,000	87,000	99,000	101,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	87,000		—	—	116,000	122,000	125,000	131,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	155,000		—	—	167,000	181,000	217,000	235,000
3,000㎡超～5,000㎡以内			—	—				
5,000㎡超～7,000㎡以内	213,000		—	—	—	—	306,000	333,000
7,000㎡超～10,000㎡以内			—	—				
10,000㎡超～20,000㎡以内	341,000		—	—	—	—	499,000	528,000
20,000㎡超～30,000㎡以内			—	—	—	—		
30,000㎡超～50,000㎡以内			—	—	—	—		
50,000㎡超～100,000㎡以内	711,000		—	—	—	—	1,027,000	1,054,000
100,000㎡超			—	—	—	—		

大阪府・京都府・和歌山県版

単位：円(非課税)

床面積の合計	中間検査手数料（注7）		完了検査手数料（注7）					
	法6条1項3号 又は型式認証	左記以外	法6条1項3号		型式認証（注9）		左記以外（注9）	
			(センターで)中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	(センターで)中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物	(センターで)中間 検査合格書を受け た建築物	左記以外の建築物
100㎡以内	23,000	39,000	18,000	20,000	23,000	26,000	32,000	36,000
100㎡超～200㎡以内	26,000	44,000	22,000	23,000	29,000	30,000	37,000	39,000
200㎡超～300㎡以内	39,000	59,000	—	—	52,000	75,000	64,000	93,000
300㎡超～500㎡以内			—	—				
500㎡超～1,000㎡以内	62,000		—	—	86,000	122,000	99,000	141,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	90,000		—	—	116,000	161,000	125,000	174,000

- (注1) 構造上の棟数が2以上の建築物については、それぞれの棟ごとの床面積に係る構造審査(構造仕様規定、構造計算、構造計算ルート2、構造計算ルート3・限界耐力計算整合性審査、建築設備(昇降機)構造計算)手数料を加算します。
- (注2) 電子申請の消防同意における紙面出力をセンターが行う場合は手数料を加算します。(ただし、一戸建ての住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物は、当該加算手数料をいただきません。)
- (注3) 確認済証交付後の軽微変更に係る手数料を設けます。当該手数料は、軽微な変更届又は軽微な変更説明書(中間検査時または完了検査時に検査員から提出を求められた場合に提出するもの)1件ごとの手数料です。(ただし、一戸建住宅及び型式部材等製造者の認証を受けた建築物については、当該手数料をいただきません。)
- (注4) 用途変更、移転、増築及び大規模の修繕・模様替の場合の手数料算出の床面積は、当該用途変更、増築等に係る部分の床面積とします。ただし、当該用途変更、増築等以外の部分へ審査が及ぶ場合の手数料算出の床面積は、当該審査が及ぶ部分も合わせた床面積とします。
- (注5) 計画変更の場合の手数料算出の床面積は、当該計画変更に係る部分(軽微変更も併せて申請する場合は当該軽微変更に係る部分も含む。)の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とします。
- (注6) 中間検査における手数料算出の床面積の合計は、構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。また、工区分け等により段階的に中間検査を受けようとする場合の手数料算出の床面積の合計は、当該工区分けをした部分の構造毎の特定工程までの全ての床面積の合計とします。
- (注7) 検査に係る事務処理も含めた安定的な検査を実施するため、中間及び完了検査日の変更のうち、検査予定日の2営業日前の午後以後の変更(又はキャンセル)は、5,000円を原則として加算します。また、検査当日の検査日の変更(又はキャンセル)及び立会者不在等により再検査を実施する場合は、当該検査手数料の50%又は20,000円の低い方の金額を原則として加算します(検査予約及び検査申請前に必ず工事の進捗状況の確認をお願いします。また立会者不在等による再検査が生じないようお願いします。)。ただし、自然災害等による検査日の変更など申請者の責に帰さないと認められる場合は、当該加算はいたしません。
- (注8) 法改正に伴う経過的な措置(法改正の施行日前に確認済証の交付を受け、施行日以後に着工した建築物の経過措置)や特定行政庁の規則等により、中間又は完了検査時に構造関係規定等及び省エネ仕様基準への適合確認ができる図書を添付される場合の審査手数料は、当該構造関係規定等に係る加算手数料と同額とします。
- (注9) 完了検査手数料において、当センターで建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、当該手数料の20%を減額します。(次の①の3に再掲)

#### ①手数料の減額

- 1 適合証明との同時申請の場合は、確認手数料より1,000円減額します。
- 2 確認申請及び中間・完了検査の件数が4件以上(同一用途・構造・規模・場所・検査の実施日等)の同時申請の場合は、4件目から1,000円減額します。
- 3 完了検査と建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、20%減額します(千円未満は切捨て)。ただし、法改正後の法6条1項3号は除きます。
- 4 中間・完了検査と、瑕疵担保保険(中間検査時のみ)、適合証明、建設住宅性能評価の検査を同時に実施する場合は、各検査毎に1,000円減額します。(建設住宅性能評価の場合は、上記3の減額後さらに1,000円減額する。)
- 5 平成28年4月以降に造成工事が完成した一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請20件以上を提出される場合は、完了検査手数料より1,000円減額します。
- 6 奈良県以外の区域の一体の団地内において、同一事業者(施工者)が住宅等を建設するため、確認申請50件以上を提出される場合の確認申請手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料は、別表(1)の1の額とする。なお、当該規定の適用を受けたものは、上記5の規定を適用しません。

#### ②遠隔地の手数料の割増額(中間・完了検査毎になります。)

下記の村区域別の額を検査手数料に加算します。

単位：円(非課税)

1. 宇陀郡(曾爾村、御杖村)吉野郡(川上村、東吉野村)の場合	10,000
2. 吉野郡(天川村、野迫川村、下北山村、上北山村、十津川村)の場合	17,000

#### ③その他

- 1 確認済証の交付が当センター以外でなされた場合で、中間・完了検査を当センターで希望されますと、確認手数料相当額を加算します。なお、当該加算する手数料は中間・完了検査申請前に必要とする再チェックを行う際に徴収します。
- 2 追加説明書の審査手数料は、計画変更の手数料と同額とします。

#### 経過措置

令和7年3月31日以前(改正法施行前)に着工されたものについては、施行日(令和7年4月1日)以降の計画変更に係る確認申請や検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。また、4号特例の縮小又は省エネ基準適合義務化の拡大の対象にならない建築物は、令和7年3月31日までに確認の事前審査願書を受理したものについて、その確認申請(計画変更含む)及び検査申請の手数料は従前の手数料を適用します。

#### 支払方法

現金(口座振込みの場合もご相談に応じます。)